

佐賀市空き家バンク制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐賀市大和町大字名尾、大字松瀬及び大字梅野（1番地から293番地2までを除く。）、富士町並びに三瀬村（以下「北部中山間地域」という。）の区域内に所在する空き家等を活用することにより、北部中山間地域への移住及び定住（同居する家族全員分の住民票を、購入または賃貸する物件の住所に異動することにより、当該物件を専ら生活の本拠とすることをいう。以下同じ。）を促進し、もって北部中山間地域の活性化を図ることを目的とする。

(登録台帳及び利用者台帳の整備)

第2条 北部中山間地域に所在する空き家等（事業の用、居住の用その他の用途に供されていない又は近く供されなくなる予定である建築物及びその敷地である土地をいう。但し、過去5年以内に転売もしくは競売された空き家等は対象外とする。以下同じ。）についての情報を整備し、北部中山間地域への移住及び定住を希望する者に提供するため、本市に空き家バンク制度登録台帳（北部中山間地域に所在する空き家等についての情報を整備した台帳をいい、以下「登録台帳」という。）及び空き家バンク制度利用者台帳（登録台帳に登載された情報について市から情報提供を受けることができる者を登録する台帳をいい、以下「利用者台帳」という。）を備え付ける。

(空き家等の登録)

第3条 空き家等（北部中山間地域に所在するものに限る。以下同じ。）の所有者又は所有者から委任を受けて管理を行う者で、自己が所有又は管理する空き家等について登録台帳に登載を希望する者（以下「物件登録希望者」という。）が登録しようとするときは、空き家等登録台帳登録申込書兼同意書（様式第1号）に当該物件の登記簿謄本及び自動車運転免許証等の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 物件登録希望者は、前項の規定により空き家等登録台帳登録申込書兼同意書を提出するにあたり、空き家等が存する自治会等からのあっせん等を受けた場合は、その旨、記載するものとする。

3 物件登録希望者は、次の各号の事項を遵守する。

(1) 自ら又は同居する家族が、現在、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定された団体（以下、「暴力団」という。）、佐賀市暴力団排除条例（平成24年佐賀市条例第3号）第2条第2号及び第3号に規定される者（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団及びその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

- (2) 反社会的勢力と関係していると認められる行為等をしないこと
 - (3) 自ら又は同居する家族が、第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと。
 - (5) 自ら又は同居する家族が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- 4 市長は、第1項の規定により空き家等登録台帳登録申込書兼同意書が提出されたときは、その内容を審査の上、登録台帳に登録するものとする。
- 5 市長は、前項の審査のため必要があると認めるときは、申込みをした者に対して、必要な書類の提出を求めることができる。
- 6 市長は、第4項の規定により登録台帳に登録したときは、遅滞なく、空き家バンク制度登録通知書（様式第2号）により申込みをした者に通知するものとする。
- 7 登録台帳への登載期間は、登録した日から起算して2年間とする。ただし、再登録することを妨げない。

（登録台帳の登載事項の変更）

第4条 前条6項の規定による通知を受けた者（以下「空き家等登録者」という。）は、登録台帳に登載された事項に変更が生じたときは、速やかに空き家バンク制度登録事項変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前条第4項及び第5項の規定は、登録台帳の変更について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは「第4条第1項」と、「空き家バンク制度登録申込書」とあるのは「空き家バンク制度登録変更届出書」と、「に登録」とあるのは「の内容を変更」と読み替えるものとする。

（登録台帳の登録の抹消）

第5条 市長は、次のいずれかのときは、登録台帳から空き家等の登録を抹消する。

- (1) 空き家等登録者が空き家バンク制度登録抹消届出書（様式第4号）を提出したとき。
- (2) 登載期間が満了したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

- 2 前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく空き家バンク制度登録抹消通知書（様式第5号）により登録者へ通知するものとする。

（利用者の登録）

第6条 年齢が59歳以下で、なお且つ次の各号のいずれかに該当する者（北部中山間地域に定住することを目的として空き家等を購入し、又は賃借しようとするもの

に限る。以下「利用希望者」という。)は、さがし山ぐらしWEBサイト登載の空き家バンク制度利用申込書兼誓約書フォームへ必要事項を登録し、又は空き家バンク制度利用申込書(様式第6号)と誓約書(様式第7号)を市長に提出し、自己について利用者台帳への登載を申し込むことができる。

- (1) 北部中山間地域の区域外に住所を有する者
 - (2) 北部中山間地域の区域内に住所を有する者であつて、賃貸住宅(公営住宅を含む。)に入居している者
 - (3) 佐賀市トレーニングファーム研修生(修了後1年以内の者を含む。)
 - (4) 佐賀市地域おこし協力隊員(任期満了後1年以内の者を含む。)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 2 市長は、空き家バンク制度利用申込書兼誓約書フォームに必要事項が登録されたとき、又は前項の規定により空き家バンク制度利用申込書及び誓約書が提出されたときは、その内容を審査の上、利用者台帳に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の審査のため必要があると認めるときは、利用希望者に対して、必要な書類の提出を求めることができる。
- 4 利用希望者は、第3条第3項の各号に定める事項を遵守する。
- 5 市長は、第2項の規定により利用者台帳に登録したときは、遅滞なく、空き家バンク制度利用者登録通知書(様式第8号)により利用希望者に通知するものとする。
- 6 利用者台帳への登載期間は、登録した日から起算して2年間とする。ただし、再登録することを妨げない。

(利用者台帳の登載事項の変更)

第7条 前条第5項の規定による通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、利用者台帳に登載された事項に変更が生じたときは、速やかに空き家バンク制度利用者登録変更届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- 2 利用者台帳の変更について、空き家バンク制度利用申込書兼誓約書フォームにより利用者台帳に登録された場合、又は空き家バンク制度利用申込書及び誓約書が提出され利用者台帳に登録された場合、いずれの場合にも空き家バンク制度利用者変更届(様式9号)が提出されたときは、市長は、その内容を審査の上、利用者台帳を変更するものとする。
- 3 市長は、前項の審査のため必要があると認めるときは、申込みをした者に対して、必要な書類の提出を求めることができる。

(利用者台帳の登録の抹消)

第8条 市長は、次のいずれかのときは、利用者台帳から利用登録者の登録を抹消するものとする。

- (1) 利用登録者が空き家バンク制度利用者登録抹消届出書(様式第10号)を提出したとき。

- (2) 空き家バンク制度利用申込書の内容に虚偽が判明したとき。
 - (3) 登載期間が満了したとき。
 - (4) 利用登録者が空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると市長が認めるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項3号を除く規定により利用登録者の登録を抹消したときは、空き家バンク制度利用登録抹消通知書（様式第11号）により利用登録者に通知するものとする。

（情報提供）

第9条 市長は、利用登録者に対して、登録台帳に登載された情報を提供するものとする。

- 2 市長は、利用登録者が登録台帳に登載された空き家等の売買、賃借等を希望する場合、当該空き家等の所有者等に対し、当該利用登録者に係る利用者台帳に登載されている情報を提供するものとする。

（空き家等の現況確認）

第10条 市長は、利用登録者が希望したときは、登録台帳に登載された空き家等の現況を確認するための機会（以下、「空き家見学会」という。）を設けるものとする。

- 2 空き家見学会の際、利用登録者は自動車運転免許証等の身分を証する書類の原本を提示し、その写しを提出するものとする。
- 3 市長は、所有者等が希望したときは、空き家見学会を設ける前に、利用登録者に空き家等の所在地を開示し、外観等の事前調査を許諾するものとする。

（自治会懇談会）

第11条 市長は、利用登録者が前条の空き家見学会に参加した後、当該空き家等について売買、賃借等を希望するときは、利用登録者と当該空き家等が所在する地区の自治会組織との協議の場を設けるものとする。

- 2 前項の協議については、自治会組織が実施しないことを希望するときは、これを省略することができる。

（交渉及び契約への不関与）

第12条 市長は、空き家等登録者及び利用登録者による空き家等の売買、賃借等の交渉及び契約については、直接これに関与しない。

- 2 空き家等登録者及び利用登録者の間の契約等に関する一切の紛争については、当事者間で解決しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第13条 空き家等登録者及び利用希望者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家バンクから知り得る個人情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らし、

又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、加工又は利用をしないこと。

- (2) 個人情報を市長の承諾なくして複写、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(適用上の注意)

第14条 この要綱は、この要綱に基づかない方法による空き家等の売買、賃借その他の取引を妨げない。

(様式の提出)

第15条 この要綱に記載された各様式の提出については、原本ではなくデータ（コピー、ファックス等も含む）による提出を妨げない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月20日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、令和2年2月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の佐賀市空き家バンク制度要綱（平成22年7月20日施行）の規定により登録された登録台帳、利用者台帳の情報は、この要綱による改正後の佐賀市空き家バンク制度要綱の相当規定により登録された情報とみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、佐賀市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年佐賀市規則第24号）の施行の日（令和3年6月1日）から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による第6条の改正後の規定は、この要綱の施行の日以降に行う利用者の登録に適用し、施行日以前に行われた登録については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の佐賀市空き家バンク制度要綱（平成22年7月20日施行）の規定により登録された登録台帳、利用者台帳の情報は、この要綱による改正後の佐賀市空き家バンク制度要綱の相当規定により登録された情報とみなす。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。